

国 地 契 第 2 4 号
国 官 技 第 4 1 号
国 営 計 第 3 0 号
平成18年5月29日

各地方整備局総務部長
企画部長
営繕部長 あて

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大臣官房官庁営繕部計画課長

「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」の一部改正について

直轄工事における共同企業体については、平成18年4月19日付けで「平成18年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（国官総第48－2号、国官会第87－2号、国地契第5号、国官技第12号、国営計第11号）により、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合には、単体有資格業者等の参加を認める運用とすることとされたことを受け、「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」（平成15年5月26日付け国地契第30号、国官技第57号、国営計第45号）の一部を下記のように改正したので、通知する。

記

記2を削る。

記1中「1」を削る。

附 則

この取扱いは、平成18年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

○直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について（平成１５年５月２６日付け国地契第３０号、国官技第５７号、国営計第４５号）

新旧対照表

【下線部分は改正部分】

新	旧
単体有資格業者等の競争参加資格要件 単体有資格業者等に求める経営事項評価点数、同種工事の実績、配置予定技術者の同種工事の経験については、特定建設工事共同企業体の代表者に求めるものと同様とする。	1 単体有資格業者等の競争参加資格要件 単体有資格業者等に求める経営事項評価点数、同種工事の実績、配置予定技術者の同種工事の経験については、特定建設工事共同企業体の代表者に求めるものと同様とする。 2 単体有資格業者等の参加を認める工事 <u>通達記第１．１．(3)については、別途通知するまでの間、通達記第１．１．(1)に規定する工事であって「請負工事成績評定要領の運用について」（平成１３年３月３０日付け国官技第９３号）中の「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」又は「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成１３年３月３０日付け国官技第３２号）中の「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」に準拠して算定される技術的難易度がⅣ、Ⅴ又はⅥであるものを除き、通達記１．１．(3)に規定する工事を確実かつ円滑に施工することができると認められる単体有資格業者等があるときに該当するとして運用することとする。</u>